

新型コロナウイルス感染症緊急対策について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしている。

この未曾有の危機を地域全体で支え合い、分かち合い、乗り越えていくため、迅速に経済対策などに取り組む必要があることから、本市ではこの取り組みに必要な条例、予算について、本日、専決処分を行った。

1 専決処分内容

(1) 小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により地域経済及び市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれのある事態に直面する状況に鑑み、これに対する地域経済対策、感染症予防対策等の緊急対策に要する経費に充てるため、小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金（以下、基金）を設置する。

この基金は、市の財政支出のみならず、篤志家等からの支援も募り、地域総ぐるみの基金として運用する。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算

新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける、中・小規模事業者、個人事業主などに対する支援を行うために、財政調整基金10億円を活用し、緊急経済対策や感染症対策を実施するための12億円の補正予算を編成する。

補正予算規模 **1,200,000千円**

[歳入の概要]

○財政調整基金からの拠出 1,000,000千円

○元金返還金 200,000千円

[歳出の概要]

○新型コロナウイルス対策基金積立金 700,000千円

○新型コロナウイルス対策特別融資（セーフティネット保証4号）創設

20%以上の売上が減少した企業で、セーフティネット4号の認定者に最大30,000千円を融資

・信用保証料補助の拡充 30,000千円

・利子補給の創設 50,000千円

・中小企業小口資金融資預託金 200,000千円

○事業継続や雇用維持に取り組む市内事業者などを支援する補助制度の新設 200,000千円

○感染症対策 20,000千円

次亜塩素酸水生成装置設置、除菌スプレー等購入。介護サービス事業所用防護資材購入

融資等の相談窓口を産業政策課内に設置

(3) 主な取組について

① 新型コロナウイルス対策特別融資 2億8千万円

- 対象：小田原市中小企業小口資金利用者と、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが20%以上減少したことによりセーフティネット保証4号の認定を受けた企業
- 融資限度額：最大3,000万円
- 信用保証料補助拡充：通常10万円補助▶特例措置で限度額を50万円に拡充（既存予算18,000千円▶補正予算30,000千円）
- 利子補給創設：上限年間50万円（既存予算0▶補正予算50,000千円）
- 中小企業小口金融融資預託金：市内金融機関9行への預託（既存予算225,000千円▶補正予算200,000千円）

② 事業継続や雇用維持に取り組む市内事業者などを支援する補助制度の新設 2億円

- 市商店街連合会ほか経済団体等が取り組む対策事業への支援
- 国の経済対策を補完する支援等

③ 感染症対策など 2千万円

- 次亜塩素酸水生成装置を設置し、市民に配布するほか、学校や公共施設、福祉施設等に提供
- 市施設で使用する衛生材料や介護サービス事業所に提供する防護資材を購入

令和2年4月10日

市民への次亜塩素酸水配布について

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策用のアルコール消毒薬が入手困難となっているため、安全に除菌ができるよう市民に対し無償で次亜塩素酸水の配布を行う。

2 次亜塩素酸水配布場所

- (1) 小田原市役所
- (2) H a R u N e 小田原
- (3) 小田原アリーナ
- (4) 川東タウンセンターマロニエ
- (5) 橘タウンセンターこゆるぎ

3 配布日時

令和2年4月10日（金）から19日（日）まで

10時から16時まで（配布初日は13時から）

※20日（月）以降は、平日10時から16時まで配布予定

4 配布量

市民を対象に1人1日500mlまで

容器は各自持参。容器の配布は行いません。

5 次亜塩素酸水の用途

テーブルやドアノブ等の除菌

6 備考

冷暗所で保管することで数週間の保存が可能ですが、紫外線（日光）が当たると、数日で除菌効果がなくなります。

口や目に入っても危険がありません。

担当 健康づくり課

電話 47-4723